

## 地籍調査及び統計調査の推進等に関する要望

地籍調査及び統計調査について、計画的・効率的な事業の推進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 地籍調査については、事業を実施するために膨大な事務処理と財政負担を強いられることから、調査に係る職員の人件費を国庫補助の対象とする等、必要かつ十分な財政措置を講じるとともに、土地所有者の追跡調査が円滑に遂行できるよう必要な措置を講じること。
2. 統計調査については、効率的な行政運営を図るため、類似統計調査の重複をなくし、統合を図ること。また、調査の円滑な推進を図るため、各種メディアを活用して、調査の協力依頼や調査結果の利活用等を周知する等、啓発・広報活動を十分に行うこと。